

## 京都市水洗便所築造工事資金貸付規程に基づき貸し付ける資金に係る償還期限の延長に関する要綱

(昭和 52 年 10 月 31 日管理者決裁、平成 28 年 8 月 31 日改正、令和 3 年 4 月 1 日改正)

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、京都市水洗便所築造工事資金貸付規程（以下「規程」という。）第 5 条第 6 項に規定する償還期限の延長に関し、必要な事項を定める。

(定義)

**第 2 条** この要綱において使用する用語は、規程において使用する用語の例による。

(申請)

**第 3 条** 償還期限の延長を申請しようとする者（過去に償還期限を延長したことのあつたものを除く。以下「延長申請者」という。）は、次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 償還期限延長申請書（様式第 1 号）
- (2) 償還期限の延長を申請する理由を証する書類
- (3) その他管理者が必要と認めるもの

(対象者)

**第 4 条** 管理者は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合、規程第 9 条第 2 項の規定により通知する償還期限について、20 月を超えない範囲内で延長することができる。

- (1) 借受人又はその者の属する世帯が生活保護法第 24 条第 3 項に基づく保護の決定を受けている場合
- (2) 借受人及びその者の属する世帯の構成員の全部について市町村民税（特別区民税を含む。）が課税されていない場合又は全額免除されている場合
- (3) 借受人が死亡又は行方不明の場合
- (4) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難であると認められる場合
- (5) その他管理者が特に必要と認める場合

(延長の承認等)

**第 5 条** 管理者は、第 3 条の規定による申請があつたときは、これを審査し、同条各号に掲げる書類が事務所に到達した日から起算して 20 日以内に、償還期限の延長の承認及び延長する期間又は償還期限の延長の不承認を決定するものとする。

2 前項の規定による償還期限の延長の承認及び延長する期間の決定をしたときは、その旨を償還期限延長承認通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による償還期限の延長の不承認の決定をしたときは、その理由を付してその旨を償還期限延長不承認通知書（様式第3号）により、延長申請者に通知するものとする。

（償還期限変更届の提出）

**第6条** 前条第2項の規定による通知を受けた者は、連帯保証人と連署し、それぞれの印鑑証明書を添えて、水洗便所築造工事資金貸付償還期限変更届（様式第4号）を提出しなければならない。

（決定の取消し等）

**第7条** 管理者は、第5条第1項の規定による延長の承認及び延長する期間を決定した者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消し、又は延長する期間を変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により償還期限の延長の承認を受け、又は受けようとしたとき。

(2) その他規程及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 管理者は、前項の規定により決定を取り消し、又は延長する期間を変更した場合における延滞金については、規程第5条第4項に準じて徴収することができる。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱第3条第1号の規定による償還期限延長申請書は、当分の間、従前の様式のものによることができる。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱第3条第1号の規定による償還期限延長申請書は、当分の間、従前の様式のものによることができる。

(様式第1号)

水洗便所築造工事資金貸付に係る償還期限延長申請書

年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

(延長申請者) 住所

氏名

(連帯保証人) 住所

氏名

水洗便所築造工事資金貸付規程第5条第6項による償還期限の延長について、  
下記のとおり申請します。

記

1 整理番号 \_\_\_\_\_

2 申請理由 (いずれかに○)

- (1) 生活保護      (2) 市町村民税非課税      (3) 借受人が死亡又は行方不明  
(4) 災害等      (5) その他

3 申請理由の詳細

---

4 現在の償還期限

\_\_\_\_\_ 年 月 まで ( \_\_\_\_\_ 月)

5 延長を申請する償還期限

\_\_\_\_\_ 年 月 まで ( \_\_\_\_\_ 月)



(様式第3号)

水洗便所築造工事資金貸付に係る償還期限延長不承認通知書

年 月 日

様

京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日付けで申請のあった水洗便所築造工事資金貸付に係る償還期限については、下記の理由により延長しないことを決定しましたので通知します。

記

理由

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市公営企業管理者上下水道局長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市公営企業管理者上下水道局長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

(様式第4号)

印紙

貸付決定番号

水洗便所築造工事資金貸付償還期限変更届

償還期限	変更前	年 月まで ( 月)
	変更後	年 月まで ( 月)

年 月 日付け水洗便所築造工事資金借用書に基づき、京都市から貸付を受けている債務（当初 円、  
現在額 円）について、上記のとおり変更しますので  
届け出ます。

年 月 日

住 所

(借受人)

氏 名

印

住 所

(連帯保証人)

氏 名

印

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長